

名古屋市水路等の使用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年10月14日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第61号

名古屋市水路等の使用に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市水路等の使用に関する条例（昭和38年名古屋市条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表中

「		「																			
<table><tr><td>3, 400</td></tr><tr><td>4, 600</td></tr><tr><td>2, 000</td></tr><tr><td>3, 200</td></tr><tr><td>4, 500</td></tr><tr><td>2, 600</td></tr><tr><td>19</td></tr><tr><td>54</td></tr><tr><td>77</td></tr></table>	3, 400	4, 600	2, 000	3, 200	4, 500	2, 600	19	54	77		<table><tr><td>3, 500</td></tr><tr><td>4, 700</td></tr><tr><td>2, 100</td></tr><tr><td>3, 300</td></tr><tr><td>4, 600</td></tr><tr><td>2, 700</td></tr><tr><td>20</td></tr><tr><td>55</td></tr><tr><td>79</td></tr></table>	3, 500	4, 700	2, 100	3, 300	4, 600	2, 700	20	55	79	
3, 400																					
4, 600																					
2, 000																					
3, 200																					
4, 500																					
2, 600																					
19																					
54																					
77																					
3, 500																					
4, 700																					
2, 100																					
3, 300																					
4, 600																					
2, 700																					
20																					
55																					
79																					
	を		に改める。																		

120
150
230
310
540
770
1,500
1,000

」

120
160
240
320
550
790
1,600
1,100

」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に、この条例による改正前の名古屋市水路等の使用に関する条例（以下「旧条例」という。）第 6 条第 2 項ただし書の規定により使用料の全額を徴収した場合において、この条例による改正後の名古屋市水路等の使用に関する条例別表の規定を適用して算定された施行日から使用することができる期間の末日までの期間に係る使用料の額が当該期間に係る旧条例別表の規定を適用して算定された使用料の額を超えるときは、その超える額は徴収しない。